

地域への対日直接投資サポートプログラム（案）

平成 30 年 5 月 17 日
対日直接投資推進会議決定

1 趣旨

我が国は、これまで対日直接投資推進に積極的に取り組み、我が国の投資環境は着実に改善し、対日直接投資も増加してきたが、投資先は東京を中心とする一部の大都市に集中していた。

我が国のそれぞれの地域には、技術力を持った個性的な企業、特色ある産業集積、農林水産品・観光資源をはじめとする様々な地域資源、優秀な労働力が広く存在している。こうした各地域が持つ強みを、外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウと結びつけることにより、新たな需要を創出し、生産性を引き上げ、良質な雇用機会を創出していくことが可能となる。

効果的な外国企業誘致を行っていくためには、それぞれの地域の特色を見極め、その潜在力を最大限引き出す計画を持つことが重要である。

こうしたことから、対日直接投資推進会議として、「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、地方公共団体等（以下、自治体）に、地域の特色を生かした「外国企業誘致計画」（以下、「計画」）の策定を推奨するとともに、「計画」に基づく地域への直接投資促進策の実施を、府省庁の壁を超えて政府一丸となって支援することとする。これにより、対日直接投資を通じた地方創生を強力に推進する。

2 プログラムについて

- (1) 地域の特色を踏まえた「計画」を策定し、地域活性化を図る自治体を、独立行政法人日本貿易振興機構及び経済産業省を中心に、対日直接投資推進会議構成府省庁及び対日直接投資総合案内窓口が設置されている府省庁（以下、関係府省庁）との連携の下、ワンストップで支援する。
- (2) 本プログラムによる支援は、以下を内容とする。
 - ・自治体による「計画」の策定への支援
 - ・外国企業と、当該地域の企業及び自治体とのマッチングの支援
 - ・外国企業の誘致等に資する関係府省庁の施策の効果的な活用の支援
 - ・規制・行政手続に関する外国企業及び自治体への助言

(3) 関係府省庁は、以下を積極的に行う。

- ・所管の支援施策や規制・行政手続に関する外国企業及び自治体への情報提供
- ・所管の支援施策や規制・行政手続に関する外国企業及び自治体からの問い合わせ、相談、要望への対応